





大正十一年四月
大隈侯爵邸書

シゲルリストノ遺捕ハ如何ナルモヨリ成立ツタルヤノ考按ヲ示サシガ
為ニ爰ニ澳斯利亞國帝家ノ遺捕ハ如何ナル科目ヨリ成立ツタルヤノ要
畧ヲ示サント欲ス澳斯利亞ニ於テハ之ヲ別ツテ宮内經費ト四局經費トナセ

○ 第一宮内經費部

帝室家族ノ貲料

宮内私吏ノ給與 但シ宮内四局(即チ第一御家政主事^別別^三別^三)

之レト云フベカラズ高脚ハ漢國^行行^テハ外務部兼勤タリト云爾

シヤル^{宮内裁判官掌事ハ吏員ニテ}四 御馬司^{賞牌}并侍衛ノ局併セテ此中

ニ在リ

賞牌ノ費類 但シ賞牌ハ左ノ如シ

ゴールデン・クリスタルノ賞牌

皇族ノニニ授與スル賞牌

マリヤレシヤノ賞牌

武官ノ賞牌

セニトステフヘシノ賞牌

文法官一等賞牌

レオポールドノ賞牌

同 二等賞牌

アイオンクラウンノ賞牌

同 三等賞牌

フランシスシヨセフノ賞牌

同 四等賞牌

スタア、コロスノ賞牌

貴族ノ婦女ノ授與スル賞牌

侍衛ノ賞額 但シ侍衛ハ左ノ如シ

弓手侍衛

鎗手侍衛

皇城侍衛

侍衛巡查

宮内芝居ノ入費

薪

行幸費并小雜費

○第二 四局經費部

第一 御家政主事ハ左ニ掲ケル科目ノ遣拵ヲ管掌ス

宮中ノ家政

御庭

維也納ノ進隣ナルシエンツェル地ノ花園

御書院

音楽

獵掛

御道具費

御建築費

皇城主宰

御厩ノ監督

ス 原注ニ曰ク皇族ニ對スル訴訟ハ通例之ヲ普通ノ裁判所ニ出訴ス
ルコト無クシテ此コトヲプリムコトハゴートマアトシタルノ局ニ出訴スルコトヲ外
國公使大使ニ對スル都テラノ訴
訟モ亦政府ニ出訴スルコトセリ

〔第四〕

御馬司ノ管掌ヲ如シ

維也納ノ鹿

ホヘーミヤニ在ルクラツラブレノ御牧局

カーストノ御牧局

